無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置(床面からの高さ及び空地)及び開口部の構 造により決定する。

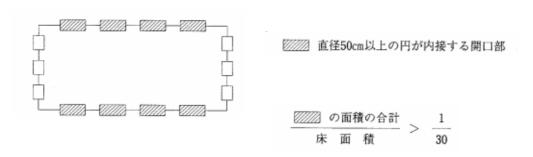
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の2によるほか細部については、次により運用するものである。

(1) 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次に よること。

ァ 11階以上の階

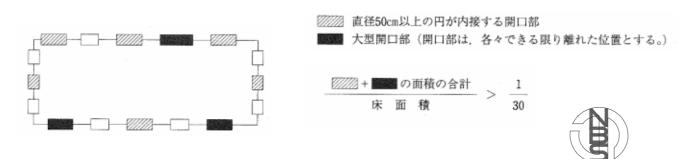
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超え る階であること。(第5-1図参照)



第5-1図

イ 10階以下の階

前アの割合と同様であるが、前アの開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部 又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下「大型開口部 | という。) が2以上含まれているものであること。(第5-2図参照)



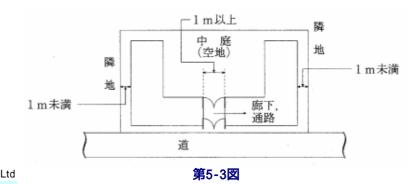
第5-2図

西日本防災システム NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

http://www.nbs119.co.jp/

(2) 開口部の位置

- ア 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、省令第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の 下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。
- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (4) 開口部が設けられている壁面と隙き間なく、床面に固定されていること。
- (*) 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障のないように設けられていること。
- イ 次に掲げる空地等は、省令第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うこと ができる。
- (ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- (イ) 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場(建築物の屋上、階段状の部 分等) で避難及び消火活動が有効にできるもの
- (ウ) 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がな いもの
- (エ) 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの
- (*) 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合す るもの (第5-3図参照)
 - a 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m以上であること。
 - b 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
- c 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見達しができるもので あること。
- d 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
- e 道に面する外壁の開口部で必要面積の1/2以上を確保できること。





弊社top pageへ

(3) 開口部の構造

ア 次に掲げる開口部は、省令第5条の2第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。(第5-1表参照)

(ア) はめ殺しの窓 (FIX) 等

- a 普通板ガラス,フロート板ガラス,磨き板ガラス,型板ガラス,熱線吸収板ガラス又は熱線 反射ガラス(以下「普通ガラス等」という。)でその厚さがおおむね6mm以下の場合
- b 強化ガラス又は耐熱板ガラスでその厚さが5mm以下の場合
- c 複層ガラスで、その2枚以下の材料板ガラスがそれぞれ前a又はbにより構成されている場合
- d 前a. b及びc以外であって、窓を容易にはずすことができる場合

(イ) 屋内で施錠されている窓

- a 普通板ガラス等で当該ガラス窓を一部破壊することにより、外部から開放することができる もので、ガラスの厚さがおおむね6 mm以下のもの
- b 線入板ガラス又は網入板ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもので、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの
- c b以外の線入板ガラス又は網入板ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもので、ガラスの厚さが10mm以下のものについては外部のバルコニー、 屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- d 合わせガラスで、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓 に設置される鍵 (クレセント錠又は補助錠をいう。) は2以下で、別個の鍵を用いて解錠しな ければならない特殊なクレセント鍵等が設置されていないもの。
- e 強化ガラス又は耐熱板ガラスを使用した開口部のうち、ガラス厚5mm以下のものについては、内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から容易に破壊することにより進入できるものとして取り扱うこと。
- (ウ) 電動以外の軽量シャッター (厚さが0.5mmから0.8mmのもので材質等はJIS A4704によるもの)の開口部
 - a 煙感知器と連動により解錠した後,屋内外から手動で開放できるもの(非常電源付きのものに限る。)
 - b 避難階に設けられたもので、屋外からは消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放で きるもの

- (エ) 防火シャッター・(前(ウ)に定める電動以外の軽量シャッター以外の防火シャッターをいう。)
 - a 防災センター,警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの (非常電源付きのものに限る。)
 - b 屋内外から電動により開放できるもの(非常電源付きのものに限る。)
 - c 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので開放装置の送水口が1階又は避難階で 消防隊が容易に部署できるものであるもの(「消火設備等認定委員会」で認定し、シャッター 等の水圧開放装置に関する取扱いについて(昭和52年12月19日消防予第251号)に適合してい るものに限る。)

(オ) その他のシャッター等

- a パイプシャッター及びリングシャッターの類いについては、前(ウ)及び(エ)を準用する。
- b オーバースライダーの類いについては、前(エ)を準用する。

(力) 二重窓等

- a はめ殺しの窓で厚さが双方ともおおむね6mm以下の普通ガラス等の戸
- b 屋内外から開放できるガラス戸
- c 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス戸
- (キ) 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの(出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。)
- (ク) 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの
 - a 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行 に支障ないこと。
 - b 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1 m以上、高さは1.8m以上として下端 は床面から15cm以下であること。
 - c 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。
- (プ) 開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除、雨除等で避難及び進入に支障ないもの
- (コ) 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で外壁が石綿スレート等で造られ、内壁がなく 外部から容易に破壊できる部分(消火活動上支障がない場合に限る。)
 - √ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第5-2表により判断するものであること。







第5-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

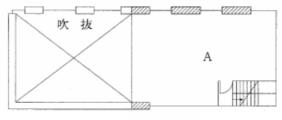
				関口部の条件		特判定 5条の2)	
ガラス開口部の種類						足場無し	
普 通 板 ガ ラ ス フロート板ガラス 磨 き 板 ガ ラ ス	ド通 板 ガ ラ ス プロート板ガラス ほき 板 ガ ラ ス 厚さ 6mm 以下				10	0	
型 板 ガ ラ ス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス			F I X	0	0		
網入板ガラス線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下			引き違い戸	Δ	Δ	
				F I X	×	×	
	厚さ 10mm以下			引き遊い戸	Δ	×	
				F I X	×	×	
強 化 ガ ラ ス 厚さ5mm以7				引き違い戸	0	0	
耐熱板ガラス	AS SHILL & T			F I X	0	0	
	フロート板ガラス	PVB(ポリビニルブチラール)	フロート板ガラス	引き違い戸	Δ	Δ	
合わせガラス	6mm以下	30mil以下	6mm以下	F I X	×	×	
	網入板ガラス	PVB(ポリビニルブチラール)	フロート板ガラス	引き違い戸		Δ	
	6.8mm以下	30mil以下	5mm以下	F I X	×	×	
	フロート板ガラス	PVB(ポリビニルブチラール)	フロート板ガラス	引き違い戸	Δ	×	
	5mm以下	60mil以下	6mm以下	F I X	×	×	
	網入板ガラス	PVB(ポリビニルブチラール)	フロート板ガラス	引き違い戸	Δ	×	
	6.8mm以下	60mil以下	6mm以下	F I X	×	×	
	フロート板ガラス	PVB(ポリビニルブチラール)	型板ガラス	引き違い戸	Δ	×	
	3mm以下	60mil以下	4mm以下	F I X	×	×	
倍強度ガラス	_			引き違い戸	×	×	
				F I X	× ,	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入りガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。						

/ Att. abs 1

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。ここでいう バルコニーとは、建基政令第126条の7第5項に規定する構造以上のもの。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 3 「FIX」とは、はめ殺しの窓をいう。
- 4 合わせガラス及び倍強度ガラスはそれぞれJISR 3205及びJISR 3222に規定するもの

その他

(1) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によるものとする。(第5-4 図参照) ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。



第5-4図

- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。
- (2) 精神病院等の階が無窓階になる場合は、昭和49年法律第64号の附則第4項により消防用設備等がそ 及適用されるものに限り、病室以外の部分が省令第5条の2の規定により無窓とならない当該階につ いては、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

- … 省令第5条の2第2項第3号に規定する関口部として取り扱うことができる。
- △ ・・・・ ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合、概ね1/2の面積で算定する。)を省令第 5条の2第2項3号に規定する開口部として取扱うことができる。
- × … 省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。





無窓階

について- 西日本防災システム

	形	式	判	断
突出し窓	(注) θは,最大版 (O度~90所)		Aの部分とす (注) A = B (1 -	
回転窓	(注) θは、最大版 (O度~90版		Aの部分とす (注) A = B (1 -	
引き違い窓(上げ下げ窓を含む。)	B A — C — C — (注) 1 A及び(2 Aは, 5 は 1 mの)	Ocmの円の内接又	A又はB×Cと なお、次による 50cm以上の円が内 等以上として取り る。 B=1.0m(0.0 C=0.45m(0.0 (注)()内は、 ある場合	・寸法の場合は、 1接するものと同 扱うことができ 55m) 以上 4m) 以上
外壁面にバルコニー 外壁面	B C A	天井開口部	高さは、床面がら (注) バルコニーの 60cm以上の場合	1以上で手すりの 51.2m以下とする。



西日本防災システム NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd http://www.nbs119.co.jp/

